

社会福祉法人への寄付金に対する税額控除制度について

平成23年度税制改正において、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人等に寄付金を支出した場合、所得控除制度の適用に加え、税額控除制度との選択適用が可能となりました。府中市社会福祉協議会は、税額控除対象法人として証明を受けましたので、当社協に対する寄付金がこの控除の対象となります。

確定申告をされる際に、同封の証明書（写）と寄付領収証の添付が必要となりますので、それまで大切に保管してください。

【税額控除制度の概要】

個人が、一定の要件を満たす社会福祉法人、公益社団法人や認定特定非営利活動法人に対する寄付金（総所得金額の40%相当額を限度）で、その寄付金の額が2,000円を超える場合、所得控除との選択によって、税額控除を選択する場合には、40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）がその者のその年の所得税額から控除される。

<計算式>

[税額控除対象寄付金 - 2,000円] × 40% = 控除対象額（所得税から控除）

※ 税額控除対象寄付金 : 税額控除対象法人への寄付金額

（寄付金支出額が、総所得金額の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となる）

※ 控除額は、所得税額の25%を限度